

# 委 託 契 約 書 (案)

岩手県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、岩手県立産業技術短期大学校学生寮給食業務を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲から委託を受けた業務（以下「委託業務」という。）をこの契約書及び別添仕様書に基づいて誠実に履行するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託料の額は、総額金\_\_\_\_\_円とする。

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金\_\_\_\_\_円）

内訳

令和7年度 年額金\_\_\_\_\_円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金\_\_\_\_\_円）

令和8年度 年額金\_\_\_\_\_円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金\_\_\_\_\_円）

令和9年度 年額金\_\_\_\_\_円

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金\_\_\_\_\_円）

2 税法の改正により、消費税の税率が変動した場合には、改正以降における消費税及び地方消費税額は、変動後の税率により計算するものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金\_\_\_\_\_円または免除とする。（注1）

（注1）：入札説明書の契約に関する事項による。

（実施に関する指示）

第5条 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（権利の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（委託業務の内容の変更、中止等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

（損害負担）

第9条 委託業務の完了前に発生した損害（第三者に及ぼした場合も含む。）は、すべて乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、甲が負担

する。

2 前項の規定による負担額は、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(業務完了の報告)

第 10 条 乙は、毎日の委託業務が完了した都度、仕様書に定める書式の報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、各月の委託業務が完了したときは、延滞なく給食業務実績報告書(様式第 1 号)を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の規定による書類を受領したときは、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い、委託業務の実施の状況がこの契約に適合するか検査を行うものとする。

第 11 条 甲は、第 10 条第 2 項の規定による書類を受領した場合において、委託業務の実施の状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合は、その結果を甲に報告するものとする。

3 第 10 条第 3 項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(委託料の請求及び支払)

第 12 条 甲は、委託料を乙の請求により毎月支払うものとし、毎月の支払額は、委託料一年度年額の 12 分の 1 とする。

2 前項の規定により算出した金額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てることとし、その端数については、初回請求時に合算して請求するものとする。

3 乙は、各月の委託業務が完了したときは、委託料請求書(様式第 2 号)を甲に提出するものとする。

4 甲は、前項の請求書を受領したときは、その日から 30 日以内(以下「約定期間」という。)に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における違約金)

第 13 条 甲は、乙が自己の責に帰すべき理由により、委託業務を完了することができなかった場合においては、委託料から委託業務実施完了部分相当額を控除した額に対して、当該日 1 日につき、年 パーセント(注 2)の割合で計算した違約金を徴収する。

(注 2)：令和 7 年 4 月 1 日において適用される会計規則第 117 条第 1 項で規定する違約金の徴収率とする。

(支払遅延利息)

第 14 条 甲は、その責に帰すべき理由により約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払額に対して年 パーセント(注 3)の割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(注 3)：令和 7 年 4 月 1 日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく延滞利息の率とする。

(甲の解除権)

第 15 条 甲は、翌年度以降において県の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき。

(2) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 221 条第 2 項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第 2 条の規定による甲の指

示に従わなかったとき。

(3) 乙が、その責に帰すべき理由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(4) 契約締結若しくは委託業務の実施について、乙に不正行為があったとき。

(5) 乙が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。

(6) 乙が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

（乙の解除権）

第16条 乙は、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 委託業務の変更に伴い、委託金額が当初の委託金額の3分の1以下になるとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の中止期間が委託期間の2分の1を越えるとき。

(3) 甲が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反したとき。

（契約解除の場合における委託料の返還）

第17条 乙は、第15条第2項の規定（第1号を除く。）によりこの契約を解除された場合において、すでに委託料を支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年  
パーセント（注4）の割合で計算した遅延金を甲に支払わなければならない。

(注4)：令和7年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第18条 乙は、第15条第2項の規定(第1号を除く。)により契約を解除された場合は、これによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。

2 甲は、第16条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

3 前各項の損害額は、甲、乙協議して定める。

(設備、機器等の使用及び必要経費の負担)

第19条 委託業務の遂行のために使用する施設、設備及び機械器具等の整備、維持及び修繕に要する費用は甲が負担するほか、同様に使用する用水、電気及びガス(以下「光熱水」という。)

に要する費用は甲が負担するものとする。ただし、乙が、寮生以外の、通学生等校利用者(以下、「校利用者」という。)を対象とした昼食提供を行う場合は、乙が光熱水に要する費用の一部を負担するものとし、その割合については、当該月の寮生を含む全給食提供数に占める校利用者への昼食提供数の割合を基本として、甲、乙協議して定めるものとする。

2 乙は、委託業務を実施するために必要な従事者の制服に要する経費を負担するものとする。

3 甲は、乙に対し、委託業務に従事する者の休憩施設として、学生ホール内の休憩室を無償で提供するものとする。

(施設及び設備等の取扱い)

第20条 乙は、委託業務の実施に当たっては、甲の施設、設備及び機械器具等について善良な管理及び注意をもって取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第21条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(関係書類の整備)

第22条 乙は、委託事業に係る処理を明らかにした関係書類を整備し、令和15年3月31日まで保存するものとする。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印してそれぞれその1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岩手県  
契約担当者 岩手県立産業技術短期大学校  
校 長 \_\_\_\_\_

乙 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

様式第 1 号

令和 年 月 日

岩手県立産業技術短期大学校長 様

受託者 住 所

氏 名

印

給 食 業 務 実 績 報 告 書

給 食 提 供 月	給 食 提 供 数 量
令和 年 月	朝 食 食
	昼 食 食
	夕 食 食
特 記 事 項	
・ 校利用者への昼食提供数 食	

様式第2号

令和 年 月 日

岩手県立産業技術短期大学校長 様

受託者 住 所

氏 名

印

委 託 料 請 求 書

令和 年 月分の委託料を、次のとおり請求します。

請 求 金 額	円
委 託 業 務 名	岩手県立産業技術短期大学校学生寮給食業務

※ 振込先

銀行

支店（普通・当座）

No.